

業務に生かせる民法

● 講座のねらい

法体系の中で最大の領域を占める民法について、行政との関わりに重点を置いた視点で講義を行い、近時の主要な改正点についても解説する。また、多くの事例を交えながら、基礎理論や知識を習得し、民法をより身近に感じることで、さらに仕事をスムーズに進める能力を養う。

● 研修について

【対象者】 受講を希望する職員

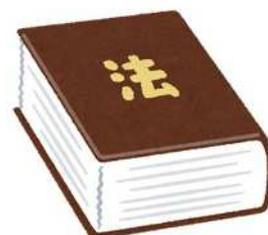
1泊2日

【日程】 令和6年11月25日（月）～26日（火）

【会場】 自治研修センター

【予定人員】 50名

【講師】 名山法律事務所 山口 大観 弁護士



● カリキュラム（2日間）

	午前	午後
1日	(9:30～10:00) ・オリエンテーション (10:00～12:00) ・講義（民法の構成、債権法）	(13:00～17:00) ・講義（債権法）
2日	(9:00～12:00) ・講義（物権法、損害賠償）	(13:00～16:00) ・講義（損害賠償、家族法） (16:00～) ・閉講

● 受講者の声

- 債権法について、全く知識がなかったので、時効や抵当権などについて理解できてよかったなと思いました。
- 具体的な事例を交えながらご説明いただき、これまで受けた民法の講義の中でも1番分かり易かった。資料も非常に分かり易く活用させていただきたい。
- 相続人と法律相続分のケースの例はとてもわかりやすく、新しい考え方を習得できたため、業務に生かしたいなと思います。

● センター職員からの オススメポイント♪

法律の専門家の弁護士が講師で、民法全般について事例を踏まえながら解説を行うため、分かりやすい講義となっています。業務で民法の知識が必要な方にオススメです。